

表一 1 修理基準

建築物	位置		建築物の履歴を調査の上、現状維持または、然るべき旧状に修理することを基本とする。	
	高さ			
	構造			
	外部 意匠	屋根 ・ 庇		形式
				勾配
				材料
				軒
				樋
		外壁		
		開口部		
基礎 色彩				
設備機器等		通りから見えないような配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設ける場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ、着色を施し、外観上目立たないよう目隠しを行うものとする。		
工作物	塀・石垣等		建築物の履歴を調査の上、現状維持または、然るべき旧状に修理することを基本とする。	
環境物件	樹木		履歴を調査の上、現状維持または、然るべき旧状に復旧、保全することを基本とする。	